

医療関係者用

令和2年度

高齢者の 肺炎球菌感染症の 定期接種について

対象者

令和2年度に以下の年齢になる方。

(生年月日をご確認ください)

65歳	昭和30年4月2日生～ 昭和31年4月1日生の方	85歳	昭和10年4月2日生～ 昭和11年4月1日生の方
70歳	昭和25年4月2日生～ 昭和26年4月1日生の方	90歳	昭和5年4月2日生～ 昭和6年4月1日生の方
75歳	昭和20年4月2日生～ 昭和21年4月1日生の方	95歳	大正14年4月2日生～ 大正15年4月1日生の方
80歳	昭和15年4月2日生～ 昭和16年4月1日生の方	100歳	大正9年4月2日生～ 大正10年4月1日生の方

60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方

この制度では、今までワクチン*を接種したことがない方を対象に、令和元年度から令和5年度までの5年間に1人1回、定期接種の機会を設けています。

対象の方が定期接種を受けられるのは、該当年度の1年間のみに限られますので、定期接種を希望される方は、必ずこの期間に受けてください。

*23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン

対象期間

令和2年4月1日～

令和3年3月31日まで

- 対象となる年度においてのみ、定期接種としての公費助成が受けられます。
- 公費助成の有無やその内容は、お住まいの市町村によって異なる場合があります。

**肺炎球菌感染症の予防接種は、
すべての肺炎を防ぐものではありません。**